

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を次のように改正する。

2009年（平成21年）3月22日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成21年 4月 1日

提案理由

この規則を提出したのは、行政組織の改正に伴い、委員会の事務局組織及び分掌事務等について整備する必要による。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 鈴木 紳一郎

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会事務局組織等規則（平成 12 年藤沢市教育委員会規則第 3 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（組織）

第 3 条 事務局の組織は、次のとおりとする。

教育総務部	教育総務課
	教育政策推進課
	学務保健課
	教育指導課
	学校施設課
生涯学習部	生涯学習課
	文化推進課
	総合市民図書館
	スポーツ課

2 教育委員会における施策等に関し必要な総合調整を図るため、教育総務部教育総務課を教育委員会内の総合調整機能を有する課とする。

第4条教育総務課の分掌事務を次のように改める。

教育総務課

- (1) 教育委員会の基本計画の総合調整
- (2) 教育委員会における事務事業の調査，企画並びに進行管理の総括
- (3) 教育委員会における事務量の測定及び職員定数の管理
- (4) 教育委員会の職員(県費負担教職員を除く。)の任免，分限，賞罰及び給与に関すること。
- (5) 教育委員会の職員の身分及び服務に関すること。
- (6) 教育委員会の職員の配置換えの調整
- (7) 教育委員会の職員の人事評価・意向調査に関する調整
- (8) 教育委員会における予算(経常的経費に係る予算に限る。)の編成及び配当，予算の執行管理並びに決算状況の把握
- (9) 教育委員会の交際，儀礼及び表彰に関すること。
- (10) 規則案，規程案等の審査
- (11) 公告式に関すること。
- (12) 公印の管理
- (13) 栄養士，学校用務員及び学校給食調理員の研修に関すること。
- (14) 学校用務業務の運営及び指導に関すること。
- (15) 学校給食の企画，運営及び指導に関すること。
- (16) 学校給食の用に供する施設及び西部学校給食合同調理場の運営管理
- (17) 学校給食会に関すること。
- (18) 教育委員会における他課に属しない事務
- (19) 災害対策本部の指示による教育委員会に係る業務
- (20) 教育総務部の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (21) 教育委員会の庶務

第4条教育総務課の分掌事務の次に次の課等及びその分掌事務を加える。

教育政策推進課

- (1) 教育政策の企画及び推進に関すること。
- (2) 教育計画に関すること。
- (3) 学校支援及び地域連携に関すること。

(4) (仮称) 藤沢教師塾に関すること。

第4条中「学務課」を「学務保健課」に改め、同条学務課の分掌事務に次の7号を加える。

(7) 学校保健及び学校安全の管理及び指導に関すること。

(8) 児童及び生徒の事故措置

(9) 学校保健及び学校安全の各種行事及び研修に関すること。

(10) 学校保健及び学校安全の調査及び統計に関すること。

(11) 就学時健康診断並びに児童及び生徒の健康診断に関すること。

(12) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。

(13) 学校保健会に関すること。

第4条中「学校教育課」を「教育指導課」に改める。

第4条中「保健給食課」及びその分掌事務を削る。

第4条生涯学習課の分掌事務第13号中「組織、事務量測定及び定数管理に関すること。」を「他課に属しない事務」に改め、同分掌事務第14号から第19号までを削る。

第4条総合市民図書館の分掌事務に次の1号を加える。

(14) 点字図書及び録音図書の制作及び貸出し並びに点字ボランティア及び録音ボランティアの育成指導

第4条スポーツ課の分掌事務中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、同分掌事務第13号の次に次の1号を加える。

(14) スポーツ振興基金に関すること。

第6条第1項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同項第12号の次に次の1号を加える。

(13) 地域防災に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

別表第2 共通事務決裁表の表庶務の項事務局に属する重要な調査、報告、進達、副申、指令、通知、申請、照会、回答の項中「調整課」を「教育総務課」に改め、同項教育委員会議案の項中「調整課 教育総務課」を「教育総務課」に改め、同表人事の項中「調整課」を「教育総務課」に改める。

別表第2 固有事務決裁表の表教育総務課の項庶務の項中「事務量測定及び定数」を「事務量の測定及び職員定数の」に、「調査及び調整並びに進行状況の調査及び把握」を「調査、企画並びに進行管理の総括」に、「予算の執行状況及び」を「経

常的経費に係る予算の編成及び配当，予算の執行管理並びに」に改め，同項に次のように加える。

学校給食	学校給食に係る事業計画の策定	部長
	学校給食の運営及び指導	課等の長
	学校給食の施設管理	課等の長

別表第2固有事務決裁表の表教育総務課の項の次に次のように加える。

教育政策 推進課	教育政策	教育振興基本計画の策定	教育長	教育総務 課 生涯学習 課
	学校支援	学校支援及び地域連携	課等の長	
	(仮称)藤 沢教師塾	(仮称)藤沢教師塾の運営管理	部長	教育総務 課

別表第2固有事務決裁表の表学務課の項中「学務課」を「学務保健課」に，「学校教育課」を「教育指導課」に改め，同項に次のように加える。

学校保健 及び学校 安全	藤沢市学校事故措置条例(昭和49年藤沢市条例第18号)に基づく見舞金等の支給	教育長
	児童及び生徒の健康診断の実施	課等の長
	独立行政法人日本スポーツ振興センターへの加入及び請求	課等の長
	就学時の健康診断の実施	課等の長

別表第2固有事務決裁表の表学校教育課の項中「学校教育課」を「教育指導課」に改める。

別表第2固有事務決裁表の表保健給食課の項を削る。

別表第2固有事務決裁表の表生涯学習課の項庶務の項を削る。

別表第2 固有事務決裁表の表総合市民図書館の項に次のように加える。

点字図書 館運営	点字図書及び録音図書の制作並 びに貸出	課等の長
	点字及び録音のボランティアの 育成指導	課等の長

別表第3の表藤沢市教育委員会教育長之印就学事務専用の項中「学務課長」を「学務保健課長」に改める。

別表第3の表藤沢市総合市民図書館長之印の項中「南市民図書館長」を「総合市民図書館主幹」に改め、同項中「辻堂市民図書館長」及び「湘南大庭市民図書館長」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(配置換の特例)

- 2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる部、課等に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日において同表の右欄に定める部、課等に勤務を命ぜられた者となるものとする。

部, 課等		部, 課等	
教育総務部	学務課	教育総務部	学務保健課
	学校教育課		教育指導課
	学校教育課教育文化センター		教育指導課教育文化センター
	学校教育課八ヶ岳野外体験教室		教育指導課八ヶ岳野外体験教室
	学校教育課学校教育相談センター		教育指導課学校教育相談センター

	保健給食課		教育総務課
	保健給食課西部 学校給食合同調 理場		教育総務課西部 学校給食合同調 理場
生涯学習部	総合市民図書館 南市民図書館	生涯学習部	総合市民図書館
	総合市民図書館 辻堂市民図書館		
	総合市民図書館 湘南大庭市民図 書館		

藤沢市教育委員会事務局組織等規則新旧対照表

改 正 案	現 行									
○藤沢市教育委員会事務局組織等規則	○藤沢市教育委員会事務局組織等規則									
平成 12 年 3 月 3 日	平成 12 年 3 月 3 日									
教委規則第 3 号	教委規則第 3 号									
藤沢市教育委員会事務局組織等規則(昭和 38 年藤沢市教育委員会規則第 3 号)の全部を改正する。	藤沢市教育委員会事務局組織等規則(昭和 38 年藤沢市教育委員会規則第 3 号)の全部を改正する。									
(趣旨)	(趣旨)									
第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 18 条第 2 項の規定に基づく教育委員会の事務局(以下「事務局」という。)の組織その他必要な事項を定めるものとする。	第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 18 条第 2 項の規定に基づく教育委員会の事務局(以下「事務局」という。)の組織その他必要な事項を定めるものとする。									
(名称及び位置)	(名称及び位置)									
第 2 条 事務局の名称及び位置は、次のとおりとする。	第 2 条 事務局の名称及び位置は、次のとおりとする。									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">藤沢市教育委員会事務局</td> <td style="text-align: center;">藤沢市朝日町 1 番地の 1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	藤沢市教育委員会事務局	藤沢市朝日町 1 番地の 1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">藤沢市教育委員会事務局</td> <td style="text-align: center;">藤沢市朝日町 1 番地の 1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	藤沢市教育委員会事務局	藤沢市朝日町 1 番地の 1	
名称	位置									
藤沢市教育委員会事務局	藤沢市朝日町 1 番地の 1									
名称	位置									
藤沢市教育委員会事務局	藤沢市朝日町 1 番地の 1									
(組織)	(組織)									
第 3 条 事務局の組織は、次のとおりとする。	第 3 条 事務局の組織は、次のとおりとする。									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">教育総務部</td> <td style="text-align: center;">教育総務課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育政策推進課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学務保健課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育指導課</td> </tr> </tbody> </table>	教育総務部	教育総務課	教育政策推進課	学務保健課	教育指導課	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">教育総務部</td> <td style="text-align: center;">教育総務課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学務課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学校教育課</td> </tr> </tbody> </table>	教育総務部	教育総務課	学務課	学校教育課
教育総務部		教育総務課								
		教育政策推進課								
		学務保健課								
	教育指導課									
教育総務部	教育総務課									
	学務課									
	学校教育課									

改 正 案		現 行	
	保健給食課		学校施設課
	学校施設課	生涯学習部	生涯学習課
生涯学習部	生涯学習課		文化推進課
	文化推進課		総合市民図書館
	総合市民図書館		スポーツ課
	スポーツ課		
<p>2 教育委員会における施策等に関し必要な総合調整を図るため、教育総務部教育総務課を教育委員会内の総合調整機能を有する課とする。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 4 条 前条第 1 項の表に規定する課及び図書館(以下「課等」という。)の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1) 教育委員会の基本計画の総合調整</p> <p>(2) 教育委員会における事務事業の調査、企画並びに進行管理の総括</p> <p>(3) 教育委員会における事務量の測定及び職員定数の管理</p> <p>(4) 教育委員会の職員(県費負担教職員を除く。)の任免、分限、賞罰及び給与に関すること。</p> <p>(5) 教育委員会の職員の身分及び服務に関すること。</p> <p>(6) 教育委員会の職員の配置換えの調整</p> <p>(7) 教育委員会の職員の人事評価・意向調査に関する調整</p>		<p>2 次の各号に掲げる部の区分に応じ当該各号に定める課を部内における施策等に関し必要な調整機能を有する課とする。</p> <p>(1) 教育総務部 教育総務課</p> <p>(2) 生涯学習部 生涯学習課</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 4 条 前条第 1 項の表に規定する課及び図書館(以下「課等」という。)の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1) 教育委員会の基本計画の策定</p> <p>(2) 教育委員会の交際、儀礼及び表彰に関すること。</p> <p>(3) 事務局並びに教育機関の組織、事務量測定及び定数管理の総括に関すること。</p> <p>(4) 教育委員会の職員(県費負担教職員を除く。)の任免、分限、賞罰及び給与に関すること。</p> <p>(5) 規則案、規程案等の審査</p> <p>(6) 公告式に関すること。</p> <p>(7) 公印の管理</p>	

改 正 案	現 行
<p><u>(8) 教育委員会における予算（経常的経費に係る予算に限る。）の編成及び配当，予算の執行管理並びに決算状況の把握</u></p> <p><u>(9) 教育委員会の交際，儀礼及び表彰に関すること。</u></p> <p><u>(10) 規則案，規程案等の審査</u></p> <p><u>(11) 公告式に関すること。</u></p> <p><u>(12) 公印の管理</u></p> <p><u>(13) 栄養士、学校用務員及び学校給食調理員の研修に関すること。</u></p> <p><u>(14) 学校用務業務の運営及び指導に関すること。</u></p> <p><u>(15) 学校給食の企画，運営及び指導に関すること。</u></p> <p><u>(16) 学校給食の用に供する施設及び西部学校給食合同調理場の運営管理</u></p> <p><u>(17) 学校給食会に関すること。</u></p> <p><u>(18) 教育委員会における他課に属しない事務</u></p> <p><u>(19) 災害対策本部の指示による教育委員会に係る業務</u></p> <p><u>(20) 教育総務部の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。</u></p> <p><u>(21) 教育委員会の庶務</u></p> <p>教育政策推進課</p> <p><u>(1) 教育政策の企画及び推進に関すること。</u></p> <p><u>(2) 教育計画に関すること。</u></p> <p><u>(3) 学校支援及び地域連携に関すること。</u></p>	<p><u>(8) 教育委員会の庶務</u></p> <p><u>(9) 教育総務部内職員の身分及び服務に関すること。</u></p> <p><u>(10) 教育総務部内職員の健康相談及び衛生管理に関すること。</u></p> <p><u>(11) 教育総務部内の事務事業の調査，調整並びに進行状況の調査及び把握</u></p> <p><u>(12) 教育総務部内の予算の執行状況及び決算状況の把握</u></p> <p><u>(13) 教育総務部内の事務事業の調整及び状況把握</u></p> <p><u>(14) 教育総務部内の他課に属さないこと。</u></p> <p><u>(15) 災害対策本部の指示による業務</u></p> <p><u>(16) 学校用務員及び給食調理員の研修に関すること。</u></p> <p><u>(17) 教育総務部の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。</u></p> <p><u>(18) 教育総務部の庶務</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>(4) (仮称) 藤沢教師塾に関すること。</u></p> <p>学務保健課</p> <p>(1) 学齢児童及び学齢生徒の就学事務に関すること。</p> <p>(2) 児童及び生徒の就学援助に関すること。</p> <p>(3) 通学区域の設定及び改廃</p> <p>(4) 学級編制に関すること。</p> <p>(5) 県費負担教職員の服務及び人事の内申</p> <p>(6) 県費負担教職員の健康診断及び福利厚生</p> <p><u>(7) 学校保健及び学校安全の管理及び指導に関すること。</u></p> <p><u>(8) 児童及び生徒の事故措置</u></p> <p><u>(9) 学校保健及び学校安全の各種行事及び研修に関すること。</u></p> <p><u>(10) 学校保健及び学校安全の調査及び統計に関すること。</u></p> <p><u>(11) 就学時健康診断並びに児童及び生徒の健康診断に関すること。</u></p> <p><u>(12) 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</u></p> <p><u>(13) 学校保健会に関すること。</u></p> <p>教育指導課</p> <p>(1) 学校経営の指導助言に関すること。</p> <p>(2) 教員の研修に関すること。</p> <p>(3) 教育課程，学習指導及び進路指導に関すること。</p> <p>(4) 教科書，その他教材の取扱い及び教材教具の整備に関すること。</p> <p>(5) 教育資料に関すること。</p> <p>(6) 特別支援教育に関すること。</p> <p>(7) 八ヶ岳野外体験教室に関すること。</p>	<p>学務課</p> <p>(1) 学齢児童及び学齢生徒の就学事務に関すること。</p> <p>(2) 児童及び生徒の就学援助に関すること。</p> <p>(3) 通学区域の設定及び改廃</p> <p>(4) 学級編制に関すること。</p> <p>(5) 県費負担教職員の服務及び人事の内申</p> <p>(6) 県費負担教職員の健康診断及び福利厚生</p> <p>学校教育課</p> <p>(1) 学校経営の指導助言に関すること。</p> <p>(2) 教員の研修に関すること。</p> <p>(3) 教育課程，学習指導及び進路指導に関すること。</p> <p>(4) 教科書，その他教材の取扱い及び教材教具の整備に関すること。</p> <p>(5) 教育資料に関すること。</p> <p>(6) 特別支援教育に関すること。</p> <p>(7) 八ヶ岳野外体験教室に関すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>(8) 奨学生選考委員会の庶務</p> <p>(9) 教科用図書採択審議委員会の庶務</p> <p>(10) 教育文化センターに関すること。</p> <p>(11) 指定管理者に対する運営指導</p> <p>(12) 学校教育相談センターに関すること。</p> <p>(13) 幼児教育との連携に関すること。</p> <p>(14) 学校評価に関すること。</p>	<p>(8) 奨学生選考委員会の庶務</p> <p>(9) 教科用図書採択審議委員会の庶務</p> <p>(10) 教育文化センターに関すること。</p> <p>(11) 指定管理者に対する運営指導</p> <p>(12) 学校教育相談センターに関すること。</p> <p>(13) 幼児教育との連携に関すること。</p> <p>(14) 学校評価に関すること。</p>
<p>保健給食課</p>	<p>保健給食課</p>
<p>(1) 学校保健及び学校安全の管理及び指導に関すること。</p> <p>(2) 児童及び生徒の事故措置</p> <p>(3) 学校保健及び学校安全の各種行事及び研修に関すること。</p> <p>(4) 学校保健及び学校安全の調査及び統計に関すること。</p> <p>(5) 就学時健康診断並びに児童及び生徒の健康診断に関すること。</p> <p>(6) 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p>(7) 学校保健会に関すること。</p> <p>(8) 学校給食の企画，運営及び指導に関すること。</p> <p>(9) 栄養士の研修に関すること。</p> <p>(10) 学校給食の用に供する施設の管理</p> <p>(11) 西部学校給食合同調理場の運営管理</p> <p>(12) 学校給食に係る各種行事に関すること。</p> <p>(13) 学校給食会に関すること。</p> <p>(14) 学校給食の調査及び統計に関すること。</p>	<p>(1) 学校保健及び学校安全の管理及び指導に関すること。</p> <p>(2) 児童及び生徒の事故措置</p> <p>(3) 学校保健及び学校安全の各種行事及び研修に関すること。</p> <p>(4) 学校保健及び学校安全の調査及び統計に関すること。</p> <p>(5) 就学時健康診断並びに児童及び生徒の健康診断に関すること。</p> <p>(6) 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p>(7) 学校保健会に関すること。</p> <p>(8) 学校給食の企画，運営及び指導に関すること。</p> <p>(9) 栄養士の研修に関すること。</p> <p>(10) 学校給食の用に供する施設の管理</p> <p>(11) 西部学校給食合同調理場の運営管理</p> <p>(12) 学校給食に係る各種行事に関すること。</p> <p>(13) 学校給食会に関すること。</p> <p>(14) 学校給食の調査及び統計に関すること。</p>
<p>学校施設課</p>	<p>学校施設課</p>

改 正 案	現 行
<p>(1) 学校教育施設の改築等基本計画及び施設整備計画の策定</p> <p>(2) 学校教育施設等(給食調理施設を除く。)の国庫等補助及び財産処分の申請に関する事。</p> <p>(3) 学校教育財産の取得の申出及び処分に関する事。</p> <p>(4) 学校教育財産(給食調理施設を除く。)の管理及び使用に関する事。</p> <p>(5) 教育財産の災害共済に関する事。</p> <p>生涯学習課</p> <p>(1) 生涯学習の推進, 企画及び調整</p> <p>(2) 社会教育事業に係る企画及び実施</p> <p>(3) 文化財保護に関する事。</p> <p>(4) 社会教育関係団体に関する事。</p> <p>(5) 社会教育委員会議の庶務</p> <p>(6) 生涯学習推進本部の庶務</p> <p>(7) 公民館の総括に関する事。</p> <p>(8) 学習文化センターに関する事。</p> <p>(9) 地名の研究に関する事。</p> <p>(10) 博物館の建設準備</p> <p>(11) 生涯学習部の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。</p> <p>(12) 生涯学習部の庶務</p> <p>(13) 生涯学習部内の組織, 事務量測定及び定数管理に関する事。</p>	<p>(1) 学校教育施設の改築等基本計画及び施設整備計画の策定</p> <p>(2) 学校教育施設等(給食調理施設を除く。)の国庫等補助及び財産処分の申請に関する事。</p> <p>(3) 学校教育財産の取得の申出及び処分に関する事。</p> <p>(4) 学校教育財産(給食調理施設を除く。)の管理及び使用に関する事。</p> <p>(5) 教育財産の災害共済に関する事。</p> <p>生涯学習課</p> <p>(1) 生涯学習の推進, 企画及び調整</p> <p>(2) 社会教育事業に係る企画及び実施</p> <p>(3) 文化財保護に関する事。</p> <p>(4) 社会教育関係団体に関する事。</p> <p>(5) 社会教育委員会議の庶務</p> <p>(6) 生涯学習推進本部の庶務</p> <p>(7) 公民館の総括に関する事。</p> <p>(8) 学習文化センターに関する事。</p> <p>(9) 地名の研究に関する事。</p> <p>(10) 博物館の建設準備</p> <p>(11) 生涯学習部の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。</p> <p>(12) 生涯学習部の庶務</p> <p><u>(13) 生涯学習部内の組織, 事務量測定及び定数管理に関する事。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(14) 生涯学習部内職員の身分及び服務に関すること。</p> <p>(15) 生涯学習部内職員の健康相談及び衛生管理に関すること。</p> <p>(16) 生涯学習部内の事務事業の調査、調整並びに進行状況の調査及び把握</p> <p>(17) 生涯学習部内の予算の執行状況及び決算状況の把握</p> <p>(19)(13) 生涯学習部内の他課に属しない事務</p> <p>(19) 災害対策本部の指示による業務</p> <p>文化推進課</p> <p>(1) 文化振興事業の企画及び実施</p> <p>(2) 文化事業の推進に関すること。</p> <p>(3) 財団法人藤沢市芸術文化振興財団の運営指導及び連絡調整</p> <p>(4) 市民ギャラリーに関すること。</p> <p>(5) 文化振興基金に関する事務の補助執行</p> <p>(6) 藤沢市民会館サービス・センター株式会社の運営指導及び連絡調整の補助執行</p> <p>(7) 市民会館の運営管理の補助執行</p> <p>(8) 湘南台文化センターの運営管理の補助執行</p> <p>総合市民図書館</p> <p>(1) 図書館業務の総合企画及び連絡調整</p> <p>(2) 図書館の管理運営及び施設の使用許可</p> <p>(3) 図書館資料の貸出し、閲覧及びレファレンス</p> <p>(4) 図書館資料の収集、整理及び保存</p> <p>(5) 視聴覚機材の貸出し</p>	<p>(14) 生涯学習部内職員の身分及び服務に関すること。</p> <p>(15) 生涯学習部内職員の健康相談及び衛生管理に関すること。</p> <p>(16) 生涯学習部内の事務事業の調査、調整並びに進行状況の調査及び把握</p> <p>(17) 生涯学習部内の予算の執行状況及び決算状況の把握</p> <p>(18) 生涯学習部内の他課に属さないこと。</p> <p>(19) 災害対策本部の指示による業務</p> <p>文化推進課</p> <p>(1) 文化振興事業の企画及び実施</p> <p>(2) 文化事業の推進に関すること。</p> <p>(3) 財団法人藤沢市芸術文化振興財団の運営指導及び連絡調整</p> <p>(4) 市民ギャラリーに関すること。</p> <p>(5) 文化振興基金に関する事務の補助執行</p> <p>(6) 藤沢市民会館サービス・センター株式会社の運営指導及び連絡調整の補助執行</p> <p>(7) 市民会館の運営管理の補助執行</p> <p>(8) 湘南台文化センターの運営管理の補助執行</p> <p>総合市民図書館</p> <p>(1) 図書館業務の総合企画及び連絡調整</p> <p>(2) 図書館の管理運営及び施設の使用許可</p> <p>(3) 図書館資料の貸出し、閲覧及びレファレンス</p> <p>(4) 図書館資料の収集、整理及び保存</p> <p>(5) 視聴覚機材の貸出し</p>

改 正 案	現 行
<p>(6) 視聴覚ライブラリーの運営管理</p> <p>(7) 集会並びに展示活動の企画、奨励及び援助</p> <p>(8) 図書館類縁機関等との連絡及び協力</p> <p>(9) 読書活動等の調査、企画及び実施</p> <p>(10) 読書会等の育成及び援助</p> <p>(11) 市民図書室の運営管理</p> <p>(12) 図書館協議会の庶務</p> <p>(13) 図書館資料の広域利用に関すること。</p> <p><u>(14) 点字図書及び録音図書の制作及び貸出し並びに点字ボランティア及び録音ボランティアの育成指導</u></p> <p>スポーツ課</p> <p>(1) スポーツ振興の総合企画及び連絡調整</p> <p>(2) スポーツ施設整備計画の策定と実施</p> <p>(3) スポーツ振興事業の企画及び実施</p> <p>(4) スポーツ・レクリエーションの奨励普及</p> <p>(5) スポーツ・レクリエーション関係団体及びその指導者の育成指導</p> <p>(6) スポーツ振興審議会の庶務</p> <p>(7) スポーツ施設に関すること。</p> <p>(8) 学校屋外運動場夜間照明設備の使用許可に関すること。</p> <p>(9) 学校体育施設の開放に関すること。</p> <p>(10) まちかどスポーツ広場の設置及び運営管理</p> <p>(11) ビーチレクリエーションゾーンの運営管理</p> <p>(12) 民間体育施設の開放に関すること。</p>	<p>(6) 視聴覚ライブラリーの運営管理</p> <p>(7) 集会並びに展示活動の企画、奨励及び援助</p> <p>(8) 図書館類縁機関等との連絡及び協力</p> <p>(9) 読書活動等の調査、企画及び実施</p> <p>(10) 読書会等の育成及び援助</p> <p>(11) 市民図書室の運営管理</p> <p>(12) 図書館協議会の庶務</p> <p>(13) 図書館資料の広域利用に関すること。</p> <p>スポーツ課</p> <p>(1) スポーツ振興の総合企画及び連絡調整</p> <p>(2) スポーツ施設整備計画の策定と実施</p> <p>(3) スポーツ振興事業の企画及び実施</p> <p>(4) スポーツ・レクリエーションの奨励普及</p> <p>(5) スポーツ・レクリエーション関係団体及びその指導者の育成指導</p> <p>(6) スポーツ振興審議会の庶務</p> <p>(7) スポーツ施設に関すること。</p> <p>(8) 学校屋外運動場夜間照明設備の使用許可に関すること。</p> <p>(9) 学校体育施設の開放に関すること。</p> <p>(10) まちかどスポーツ広場の設置及び運営管理</p> <p>(11) ビーチレクリエーションゾーンの運営管理</p> <p>(12) 民間体育施設の開放に関すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>(13) 財団法人藤沢市スポーツ振興財団の運営指導及び連絡調整</p> <p><u>(14) スポーツ振興基金に関すること。</u></p> <p><u>(15)</u> スポーツ課の庶務</p> <p><u>(16)</u> 指定管理者に対する運営指導</p> <p>(生涯学習部に属する教育機関)</p> <p>第 6 条 藤沢市公民館条例(昭和 34 年藤沢市条例第 14 号)第 1 条の規定に基づき設置された公民館の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会教育事業の企画及び実施</p> <p>(2) 館の管理運営及び施設の使用許可</p> <p>(3) 学習相談に関すること。</p> <p>(4) 社会教育団体活動の支援</p> <p>(5) 地域市民団体の育成のための援助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(6) 地域市民の相談及び要望の処理並びにこれらに係る連絡調整</p> <p>(7) 暮らし・まちづくり会議に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(8) 大型ごみ処理手数料の収納に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(9) 緑の広場の管理の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(10) 街区公園の管理及び公園愛護会に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(11) 交通安全施設の整備の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p>	<p>(13) 財団法人藤沢市スポーツ振興財団の運営指導及び連絡調整</p> <p>(14) スポーツ課の庶務</p> <p>(15) 指定管理者に対する運営指導</p> <p>(生涯学習部に属する教育機関)</p> <p>第 6 条 藤沢市公民館条例(昭和 34 年藤沢市条例第 14 号)第 1 条の規定に基づき設置された公民館の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会教育事業の企画及び実施</p> <p>(2) 館の管理運営及び施設の使用許可</p> <p>(3) 学習相談に関すること。</p> <p>(4) 社会教育団体活動の支援</p> <p>(5) 地域市民団体の育成のための援助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(6) 地域市民の相談及び要望の処理並びにこれらに係る連絡調整</p> <p>(7) 暮らし・まちづくり会議に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(8) 大型ごみ処理手数料の収納に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(9) 緑の広場の管理の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(10) 街区公園の管理及び公園愛護会に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(11) 交通安全施設の整備の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p>

改 正 案	現 行														
<p>(12) 道路施設の小規模修繕の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p><u>(13) 地域防災に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</u></p> <p><u>(14) 有償刊行物の頒布の取次ぎの補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</u></p> <p><u>(15) 地区福祉事業の推進に関する事務の補助執行(村岡公民館に限る。)</u></p> <p><u>附 則(平成 21 年教委規則第 号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>(配置換の特例)</u></p> <p><u>2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる部、課等に所属している職員で、別段の辞令の交付のないものは、それぞれ同表の右欄に定める部、課等に勤務を命ぜられたものとなるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="230 986 1093 1366"> <thead> <tr> <th colspan="2">部, 課等</th> <th colspan="2">部, 課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">教育総務部</td> <td>学務課</td> <td rowspan="4">教育総務部</td> <td>学務保健課</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>教育指導課</td> </tr> <tr> <td>学校教育課教育文化センター</td> <td>教育指導課教育文化センター</td> </tr> <tr> <td>学校教育課八ヶ岳野外体験</td> <td>教育指導課八ヶ岳野外体験</td> </tr> </tbody> </table>	部, 課等		部, 課等		教育総務部	学務課	教育総務部	学務保健課	学校教育課	教育指導課	学校教育課教育文化センター	教育指導課教育文化センター	学校教育課八ヶ岳野外体験	教育指導課八ヶ岳野外体験	<p>(12) 道路施設の小規模修繕の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(13) 有償刊行物の頒布の取次ぎの補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(14) 地区福祉事業の推進に関する事務の補助執行(村岡公民館に限る。)</p>
部, 課等		部, 課等													
教育総務部	学務課	教育総務部	学務保健課												
	学校教育課		教育指導課												
	学校教育課教育文化センター		教育指導課教育文化センター												
	学校教育課八ヶ岳野外体験		教育指導課八ヶ岳野外体験												

改 正 案	現 行
-------	-----

	学校教育課 学校教育相談センター 保健給食課 保健給食課西部 学校給食合同調理場		教育指導課 学校教育相談センター 教育総務課 教育総務課西部 学校給食合同調理場
生涯学習部	総合市民図書館 南市民図書館 総合市民図書館 辻堂市民図書館 総合市民図書館 湘南大庭市民図書館	生涯学習部	総合市民図書館

別表第 2(第 10 条関係)

共通事務決裁表

事務の種類	決裁事項		決裁区分	合議	備考
庶務	事務引継	部長等	教 育 教 長		
	事務局に属する重要な調査, 報告, 進達, 副申, 指令, 通知, 申請, 照会, 回答		教 育 教 長	教 育 教 務 課	
	教育委員会議案		教 育 教 長	教 育 教 務 課	

別表第 2(第 10 条関係)

共通事務決裁表

事務の種類	決裁事項		決裁区分	合議	備考
庶務	事務引継	部長等	教 育 教 長		
	事務局に属する重要な調査, 報告, 進達, 副申, 指令, 通知, 申請, 照会, 回答		教 育 教 長	調 整 課	
	教育委員会議案		教 育 教 長	調 整 課	

改 正 案						現 行									
				課						教 育 教 総 課					
	規程等の制定改廃			教 育 教 長	教 育 教 総 課					規程等の制定改廃	教 育 教 長	教 育 教 総 課			
公示	特に重要なもの			教 育 教 長	教 育 教 総 課					公示	特に重要なもの		教 育 教 長	教 育 教 総 課	
	重要なもの			部 長							重 要 な も の	部 長			
	軽易なもの			課 等 の 長							軽 易 な も の	課 等 の 長			
	後援等の許可			課 等 の 長						後援等の許可		課 等 の 長			
人事	職務専念義務の免除		部 長 等	教 育 教 長						職務専念義務の免除		部 長 等	教 育 教 長		
	年次休暇	4日以上のもの	部 長 等	教 育 教 長						年次休暇	4日以上のもの	部 長 等	教 育 教 長		
	非常勤職員(藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和31年藤沢市教育委員会規則第3号)第2条第13号に規定する委員を除く。)の委嘱			部 長		教 育 教 総 課				非常勤職員(藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和31年藤沢市教育委員会規則第3号)第2条第13号に規定する委員を除く。)の委嘱		部 長	調 整 課		
固有事務決裁表						固有事務決裁表									
課等名	事務の種類	決裁事項		決裁区分	合議	備考	課等名	事務の種類	決裁事項		決裁区分	合議	備考		
教育総務課	人事計画	教育委員会職員の採用計画の実施		部長	職員課		教育総務課	人事計画	教育委員会職員の採用計画の実施		部長	職員課			
	教育委	職員の	上級主	教育長	職員課			教育委	職員の	上級主	教育長	職員課			

改 正 案						現 行					
員 会 職 員 の 任 免 , 分 賞 限 , 等 罰	任 免	査 以 下 の 職 員				員 会 職 員 の 任 免 , 分 賞 限 , 等 罰	任 免	査 以 下 の 職 員			
		職 員 の 休 職 又 は 復 職 の 決 定	上 級 主 査 以 下 の 職 員	教 育 長	職 員 課			職 員 の 休 職 又 は 復 職 の 決 定	上 級 主 査 以 下 の 職 員	教 育 長	職 員 課
		嘱 託 の 任 免		教 育 長	職 員 課			嘱 託 の 任 免		教 育 長	職 員 課
		臨 時 職 員 の 任 用		課 等 の 長				臨 時 職 員 の 任 用		課 等 の 長	
		育 児 休 業 , 介 護 休 暇 及 び ボ ラ ン テ ィ ア 休 暇 の 決 定		部 長	職 員 課			育 児 休 業 , 介 護 休 暇 及 び ボ ラ ン テ ィ ア 休 暇 の 決 定		部 長	職 員 課
		職 員 の き 章 の 交 付 , 職 員 の 身 分 証 明 書 の 発 行 , 身 上 諸 届 の 受 理 等		課 等 の 長				職 員 の き 章 の 交 付 , 職 員 の 身 分 証 明 書 の 発 行 , 身 上 諸 届 の 受 理 等		課 等 の 長	
	共 済	共 済 組 合 事 務 一 般		課 等 の 長		共 済	共 済 組 合 事 務 一 般		課 等 の 長		
	文 書 の 処 理	公 印 の 新 調 , 改 刻 , 廃 止		部 長		文 書 の 処 理	公 印 の 新 調 , 改 刻 , 廃 止		部 長		
		公 印 整 理 及 び 専 用 印 以 外 の 管 守 (所 定 職 員 に 専 決 さ せ る。)		課 等 の 長			公 印 整 理 及 び 専 用 印 以 外 の 管 守 (所 定 職 員 に 専 決 さ せ る。)		課 等 の 長		
	庶 務	事 務 量 の 測 定 及 び 職 員 定 数 の 管 理		部 長		庶 務	事 務 量 測 定 及 び 定 数 管 理		部 長		
		事 務 事 業 の 調 査 , 企 画 並 び に 進 行 管 理 の 総 括		課 等 の 長			事 務 事 業 の 調 査 及 び 調 整 並 び に 進 行 状 況 の 調 査 及 び 把 握		課 等 の 長		
		経 常 的 経 費 に 係 る 予 算 の 編 成 及 び 配 当 , 予 算 の 執 行 管		課 等 の 長			予 算 の 執 行 状 況 及 び 決 算 状 況 の 把 握		課 等 の 長		

改 正 案					現 行					
		<u>理並びに決算状況の把握</u>			学務課	就学	就学義務の猶予及び免除	教育長	学校教育課	
	学校給食	<u>学校給食に係る事業計画の策定</u>	部長				学級編成	教育長		
		<u>学校給食の運営及び指導</u>	課等の長				児童及び生徒の就学援助の認定	部長		
		<u>学校給食の施設管理</u>	課等の長				児童及び生徒の特別支援就学奨励の認定	部長		
教育政策推進課	教育政策	<u>教育振興基本計画の策定</u>	教育長	教育総務課 生涯学習課			児童及び生徒の就学事務(就学義務の猶予及び免除を除く。)	課等の長		
	学校支援	<u>学校支援及び地域連携</u>	課等の長		県費負担教職員の人事管理	県費負担教職員の人事計画	教育長			
	(仮称)藤沢教師塾	<u>(仮称)藤沢教師塾の運営管理</u>	部長	教育総務課		休職の内申	教育長			
就学	就学義務の猶予及び免除	教育長	教育指導課	長期研修, 内地留学, 大学院派遣, 在外教育施設派遣等の推薦		教育長				
学務保健課		学級編成	教育長			昇任, 昇格, 昇給の内申	教育長			
		児童及び生徒の就学援助の認定	部長			勤務評定	教育長			
		児童及び生徒の特別支援就学奨励の認定	部長			事故報告	教育長			
		児童及び生徒の就学事務(就学義務の猶予及び免除を除く。)	課等の長			復職, 育児休業の内申	部長			
	県費負	県費負担教職員の	教育長			管理職の研修計画	部長			
						県費負担教職員の福利厚生等	部長			
						臨時的職員, 非常	課等の			

改 正 案					現 行							
担 教 職 員 の 人 事 管 理	人事計画						勤職員の任用内申	長				
	休職の内申	教育長					公務災害に係る申請手続	課等の長				
	長期研修, 内地留学, 大学院派遣, 在外教育施設派遣等の推薦	教育長					免許状等申請手続	課等の長				
	昇任, 昇格, 昇給の内申	教育長					市費講師の人事管理	部長				
	勤務評定	教育長					職員団体	職員団体に関する事項	部長			
	事故報告	教育長					学 校 教 育 課	学 校 教 育 指 導	学校教育指導計画の策定	部長		
	復職, 育児休業の内申	部長							学校教育指導の実施	課等の長		
	管理職の研修計画	部長							教員の研修・研究	課等の長		
	県費負担教職員の福利厚生等	部長					特別支援教育	障害児の就学指導	課等の長			
	臨時的職員, 非常勤職員の任用内申	課等の長					奨学金	奨学生選考委員会の庶務	課等の長			
	公務災害に係る申請手続	課等の長			八ヶ岳野外体験教室	八ヶ岳野外体験教室の学校利用計画, 指導計画の作成	課等の長					
	免許状等申請手続	課等の長				八ヶ岳野外体験教室の管理運営	課等の長					
	市費講師の人事管理	市費講師の任用計画	部長			指定管理者に対する運営指導	部長					
	職員団体	職員団体に関する事項	部長			教育文化セン	教育文化センター運営計画の策定	部長				
学校保健及び学校安全	藤沢市学校事故措置条例(昭和49年藤沢市条例第18	教育長										

改 正 案					現 行								
全		号)に基づく見舞金等の支給			ター	教育史編さん事業計画の策定	部長						
		児童及び生徒の健康診断の実施	課等の長			藤沢の自然編さん事業計画の策定	部長						
		独立行政法人日本スポーツ振興センターへの加入及び請求	課等の長			研究及び研修の事業計画の作成	部長						
		就学時の健康診断の実施	課等の長			教育史の編集	課等の長						
	教育指導課	学校教育指導	学校教育指導計画の策定	部長			学校 教育 相談 センター	出版物の編集及び発行	課等の長				
			学校教育指導の実施	課等の長				研究及び研修の事業の実施	課等の長				
			教員の研修・研究	課等の長				教育情報の収集及び提供	課等の長				
		特別支援教育	障害児の就学指導	課等の長				学校 教育 相談 センター	学校教育相談センター運営計画の策定	部長			
		奨学金	奨学生選考委員会の庶務	課等の長					相談支援教室の管理運営	課等の長			
		八ヶ岳野外体験教室	八ヶ岳野外体験教室の学校利用計画、指導計画の作成	課等の長					教育相談事業全般	課等の長			
			八ヶ岳野外体験教室の管理運営	課等の長				保 健 給 食 課	学 校 保 健 及 び 学 校 安 全	藤沢市学校事故措置条例(昭和49年藤沢市条例第18号)に基づく見舞金等の支給	教育長	—	
			指定管理者に対する運営指導	部長						児童及び生徒の健康診断の実施	課等の長	—	
		教育文化セン	教育文化センター運営計画の策定	部長						独立行政法人日本スポーツ振興センターへの加入及び	課等の長	—	

改 正 案						現 行							
	ター	教育史編さん事業計画の策定	部長					ターへの加入及び請求					
		藤沢の自然編さん事業計画の策定	部長					就学時の健康診断の実施	課等の長	—			
		研究及び研修の事業計画の作成	部長					学校給食	学校給食に係る事業計画の策定	部長	—		
		教育史の編集	課等の長						学校給食の運営及び指導	課等の長	—		
		出版物の編集及び発行	課等の長						学校給食の施設管理	課等の長	—		
		研究及び研修の事業の実施	課等の長					学校施設課	学校教育施設	学校教育施設の改築及び増築計画の策定	部長		
		教育情報の収集及び提供	課等の長							国庫補助	学校教育施設(給食調理施設を除く。)の国庫補助及び財産処分の申請, 報告	教育長	
	学校教育相談センター	学校教育相談センター運営計画の策定	部長			学校教育財産の管理	学校教育財産(土地及び1件20,000千円以上の財産を除く。)の取得の申出		教育長				
		相談支援教室の管理運営	課等の長				目的外使用	部長					
		教育相談事業全般	課等の長				学校施設の使用許可	課等の長					
保健給食課	学校保健及び学校安全	藤沢市学校事故措置条例(昭和49年藤沢市条例第18号)に基づく見舞金等の支給	教育長			生涯学習課	庶務	事務量測定及び定数管理	部長	教育総務課			
		児童及び生徒の健康診断の実施	課等の長					事務事業の調査及び調整並びに進行状況の調査及び把握	課等の長				
		独立行政法人日本スポーツ振興センターへの加入及び	課等の長										

改 正 案					現 行					
	学校給食	請求				生涯学習	予算の執行状況及び決算状況の把握	課等の長		
		就学時の健康診断の実施	課等の長				生涯学習推進基本方針の策定	部長		
		学校給食に係る事業計画の策定	部長				生涯学習の推進、企画及び調整	課等の長		
		学校給食の運営及び指導	課等の長				生涯学習推進本部の庶務	課等の長		
		学校給食の施設管理	課等の長				社会教育	社会教育の推進、企画及び調整	課等の長	
学校教育施設	学校教育施設の改築及び増築計画の策定	部長		事業の企画及び実施	課等の長					
国庫補助	学校教育施設(給食調理施設を除く。)の国庫補助及び財産処分申請、報告	教育長		社会教育委員会議の庶務	課等の長					
学校教育財産の管理	学校教育財産(土地及び1件20,000千円以上の財産を除く。)の取得の申出	教育長		公民館事業計画基本方針の策定	部長					
	目的外使用	部長		公民館整備計画の策定	部長					
	学校施設の使用許可	課等の長		公民館の整備及び管理運営の調整	課等の長					
生涯学習課	庶務	事務量測定及び定数管理	部長	教育総務課		学習文化センター		学習文化センターの管理運営	課等の長	
		事務事業の調査及び調整並びに進行状況の調査及び把握	課等の長		学習文化センター施設の使用許可		課等の長			
						文化財	文化財の保護及び普及	課等の長		
							国・県指定文化財	教育長		

改 正 案				現 行			
		予算の執行状況及び決算状況の把握	課等の長				
生涯学習		生涯学習推進基本方針の策定	部長				
		生涯学習の推進、企画及び調整	課等の長				
		生涯学習推進本部の庶務	課等の長				
社会教育		社会教育の推進、企画及び調整	課等の長				
		事業の企画及び実施	課等の長				
		社会教育委員会議の庶務	課等の長				
		公民館事業計画基本方針の策定	部長				
		公民館整備計画の策定	部長				
		公民館の整備及び管理運営の調整	課等の長				
		公民館事業の調整	課等の長				
学習文化センター		学習文化センターの管理運営	課等の長				
		学習文化センター施設の使用許可	課等の長				
文化財		文化財の保護及び普及	課等の長				
		国・県指定文化財	教育長				
		現状変更の意見具申					
		史跡名勝天然記念物の軽微な現状変更等の許可、取消、停止命令	課等の長				
		埋蔵文化財保護の指導及び調整	課等の長				
		文化財保護委員会の庶務	課等の長				
	公開活用	資料等の公開活用に関する基本計画の策定	部長				
		公開活用の企画及び実施	課等の長				
		出版物の編集及び発行	課等の長				
	博物館	博物館の建設計画	部長				
		博物館の調査研究、情報収集及び分析等	課等の長				
	博物館の収集・調査・研究・整理保管	博物館資料等の収集、調査研究・整理保管の基本計画の策定	部長				
		博物館資料収集検討会の庶務	課等の長				
		藤沢の歴史及び博物館資料等に関する資料収集、調査研究及び整理保管等	課等の長				

改 正 案					現 行						
		現状変更の意見具申				博物館資料の貸出	博物館資料等の貸出, 掲載	課等の長			
		史跡名勝天然記念物の軽微な現状変更等の許可, 取消, 停止命令	課等の長				博物館実習	実習生の受入及び評価等	課等の長		
		埋蔵文化財保護の指導及び調整	課等の長				公民館事業	公民館事業計画基本方針に基づく自主事業の企画及び実施	課等の長		
		文化財保護委員会の庶務	課等の長				公民館の运营管理	公民館運営審議会会議	部長	生涯学習課	
	公開活用	資料等の公開活用に関する基本計画の策定	部長				公民館運営審議会の庶務	課等の長			
		公開活用の企画及び実施	課等の長				公民館施設の管理運営	課等の長			
		出版物の編集及び発行	課等の長				公民館施設の使用許可	課等の長			
	博物館	博物館の建設計画	部長			文化推進課	事業計画	文化事業の基本計画の作成	教育長		
		博物館の調査研究, 情報収集及び分析等	課等の長					基本計画に基づく運営計画の作成	部長		
	博物館資料の収集・調査研究・整理保管	博物館資料等の収集, 調査研究・整理保管の基本計画の策定	部長				文化事業の企画及び実施	課等の長			
		博物館資料収集検討会の庶務	課等の長				財団法人藤沢市芸術文化振興財団の運営指導及び連絡調整	課等の長			
		藤沢の歴史及び博物館資料等に関する資料収集, 調査研究及び整理保管等	課等の長				市民ギャラリー	市民ギャラリーの运营管理	課等の長		
					市民ギャラリー運営協議会の庶務	課等の長					

改 正 案					現 行								
	博物館資料の貸出	博物館資料等の貸出, 掲載	課等の長		総合市民書 館	図書館 運営	図書館資料の広域 利用協定	教育長					
	博物館実習	実習生の受入及び 評価等	課等の長				大学図書館との相 互利用協定	教育長					
	公民館事業	公民館事業計画基本方針に基づく自主事業の企画及び実施	課等の長				図書館業務の総合 企画の策定	部長					
	公民館の運営 管理	公民館運営審議会 会議	公民館運営審議会 の庶務	部長			生涯学 習課	図書館類縁機関等 との連絡及び協力	課等の長				
		公民館運営審議会 の庶務	公民館施設の管理 運営	課等の長				図書館協議会の庶 務	課等の長				
		公民館施設の管理 運営	公民館施設の使用 許可	課等の長				視聴覚ライブラ リーの運営管理	課等の長				
		公民館施設の使用 許可						図書館の管理運営	課等の長				
	文化 推進 課	事業計画	文化事業の基本計画の作成	教育長				図書館 活動	図書館資料の貸 出, 閲覧, レファ レンス	図書館資料の貸 出, 閲覧, レファ レンス	課等の長		
			基本計画に基づく 運営計画の作成	部長						図書館資料の収 集, 整理及び保存	課等の長		
			文化事業の企画及 び実施	課等の長						視聴覚機材の貸出	課等の長		
財団法人藤沢市芸術文化振興財団の運営指導及び連絡調整			課等の長		集会並びに展示活動の企画, 奨励及び援助	課等の長							
市民 ギャ ラリー		市民ギャラリーの 運営管理	市民ギャラリー運 営協議会の庶務	課等の長		読書活動等の調査 及び企画	課等の長						
		市民ギャラリー運 営協議会の庶務											

改 正 案					現 行						
総合市民書 館	図書館 運営	図書館資料の広域 利用協定	教育長			ス ポ ー ツ 課	ス ポ ー ツ の 振 興	読書会等の育成及 び援助	課等の 長		
		大学図書館との相 互利用協定	教育長					スポーツ振興の基 本計画の策定	部長		
		図書館業務の総合 企画の策定	部長					スポーツ施設の整 備計画	部長		
		図書館類縁機関等 との連絡及び協力	課等の 長					スポーツ振興審議 会の庶務	課等の 長		
		図書館協議会の庶 務	課等の 長					基本計画に基づく 運営計画の策定	課等の 長		
		視聴覚ライブラ リーの運営管理	課等の 長					スポーツ振興に係 る調査、研究及び 企画	課等の 長		
		図書館の管理運営	課等の 長					スポーツ・レクリ エーションの奨励 普及、振興事業の 実施	課等の 長		
		図書館施設の使用 許可	課等の 長					学校屋外運動場夜 間照明設備の使用 許可及び使用料の 収納	課等の 長		
		市民図書室の運営 管理	課等の 長	公民館 長				財団法人藤沢市ス ポーツ振興財団の 運営指導及び連絡 調整	課等の 長		
	図書館 活動	図書館資料の貸 出、閲覧、レファ レンス	課等の 長					学校体育施設の開 放	課等の 長		
		図書館資料の収 集、整理及び保存	課等の 長					まちかどスポーツ 広場の設置及び運 営管理	課等の 長		
		視聴覚機材の貸出	課等の 長					指定管理者に対す る運営指導	部長		
		集会並びに展示活 動の企画、奨励及 び援助	課等の 長								
		読書活動等の調査 及び企画	課等の 長								

改 正 案				現 行	
		読書会等の育成及び援助	課等の長		
	点字図書館運営	点字図書及び録音図書の制作並びに貸出	課等の長		
		点字及び録音のボランティアの育成指導	課等の長		
スポーツ課	スポーツの振興	スポーツ振興の基本計画の策定	部長		
		スポーツ施設の整備計画	部長		
		スポーツ振興審議会の庶務	課等の長		
		基本計画に基づく運営計画の策定	課等の長		
		スポーツ振興に係る調査、研究及び企画	課等の長		
		スポーツ・レクリエーションの奨励普及、振興事業の実施	課等の長		
		学校屋外運動場夜間照明設備の使用許可及び使用料の収納	課等の長		
		財団法人藤沢市スポーツ振興財団の運営指導及び連絡調整	課等の長		
		学校体育施設の開	課等の		

改 正 案						現 行									
		放	長												
		まちかどスポーツ 広場の設置及び運 営管理	課等の 長												
		指定管理者に対す る運営指導	部長												
別表第 3(第 14 条関係)						別表第 3(第 14 条関係)									
公印 の 名 称	ひ な 形	書 体	寸 法 (ミ リ メ ー ト ル)	印 材	個 数	用 途	管 守 者	公印 の 名 称	ひ な 形	書 体	寸 法 (ミ リ メ ー ト ル)	印 材	個 数	用 途	管 守 者
沢 市 教 委 会 育 之 就 事 専 用 印 学 務 専 用	6	てん書	方 21	木 印	1	就学事 務専用	市民窓ロ セ ン タ ー 長	沢 市 教 委 会 育 之 就 事 専 用 印 学 務 専 用	6	てん書	方 21	木 印	1	就学事 務専用	市民窓ロセ ン タ ー 長
					3		学務保健 課長						3		学務課長
					12		市民セン タ ー 長						12		市民セン タ ー 長
沢 市 合 民 書 館 之 印	12	てん書	方 21	木 印	4	図 書 館 を て 文 書 名 つ る 文 書 長 も す 書	総合市民 図 書 館 長	沢 市 合 民 書 館 之 印	12	てん書	方 21	木 印	4	図 書 館 を て 文 書 名 つ る 文 書 長 も す 書	総合市民図 書 館 長
							総合市民 図 書 館 主 幹 南 市 民 図 書 館 長								南市民図書 館長
							辻堂市民 図 書 館 長								辻堂市民図 書 館 長
							湘南大庭 市 民 図 書 館 長								湘南大庭市 民 図 書 館 長